

恵那市基金条例の一部改正の条例（案）

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から解雇され収入が無くなった選奨生であった者から返済免除願が提出されました。内容を審査したところ適切である認められたため、令和2年度の返済額240,000円を減免したことにより、「恵那市奨学資金貸与基金」の額「296,134,489円」を、実際の基金残高「310,301,112円」に条例を改正するものです。

募集期間

令和3年1月7日（木曜日）から令和3年2月3日（水）まで

提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市基金条例の一部改正」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールで提出してください。

- ・直接持参 教育総務課（西庁舎4階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）教育総務課
- ・ファックス 0573-26-2189
- ・電子メール kyouikusoumu@city.ena.lg.jp